

基幹統計調査及び一般統計調査の 承認申請等に関する事務マニュアル

(ver. 1. 2)

令和 3 年 10 月 8 日

総務省政策統括官（統計制度担当）

I 総論

1 マニュアル策定の経緯及び目的

毎月勤労統計調査における不適切な事務処理が発覚したことを端緒として実施された基幹統計及び一般統計調査の一斉点検（平成31年）においては、手続的な問題が大部分ではあるものの、当初の計画どおり行われていないものが多数判明し、その改善を図り、国民の信頼回復を図ることが急務となった。

この信頼回復に向け、政府では、統計委員会の「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日統計委第10号）や、統計改革推進会議統計行政新生部会の「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日）を踏まえ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を変更し（令和2年6月2日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）、政府全体の統計ガバナンスを確立することとしたが、その中では、「統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する」ことも取組の一つとして掲げられた。

このマニュアルは、公的統計基本計画に基づく取組の一環として、これまでの「基幹統計調査及び一般統計調査に係る承認申請等の手続に関する事務処理要領」（平成20年12月18日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。令和2年9月7日最終改正）等を再編の上、充実させ、行政機関（統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）が、法第2条第6項に規定する基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査を実施、変更又は中止しようとする場合に必要とされる手續等に関する事務処理の明確化及び統一化等を図ることにより、手續に必要な書類の効率的な作成や審査の迅速化等に資することを目的として定めるものである。

なお、このマニュアルの運用に当たっては、別途定められる「P D C Aサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ）との整合性の確保にも留意しつつ、その取組の成果を活用することにより、審査事務の一層の迅速化を図るとともに、その利活用状況等も踏まえて、このマニュアルを不斷に見直すものとする。

及び③・・・・の概要のみについて報告するものであるとともに、これらの内容に変更が生じた都度に報告することとされている。

そのため、本調査で把握しようとしている・・・・に関する詳細な情報を把握することができないだけでなく、一律の時点における情報としても利用できない。

したがって、当該報告で本調査の内容を代替することはできず、他に同種の行政記録情報等は認められない。

【事業所母集団データベースを利用した重複是正等】

〔重複是正の対象となる統計調査の場合〕

- ・重複是正については、承認後速やかに行う（令和〇年〇月〇旬）。

調査結果名簿の履歴登録については、令和〇年〇月〇旬までに行う予定。

〔重複是正の対象とならない統計調査の場合〕

- ・本調査は、全数調査として行っていることから、重複是正の対象とはならない。

調査結果名簿の履歴登録については、令和〇年〇月〇旬までに行う予定。

イ その他の添付書類

前記ア記載の書類のほか、以下の書類を添付すること。

○ 標本設計に関する資料

無作為抽出により報告者を選定する場合には、以下に掲げる①～③の事項について明らかにした標本設計に関する資料を、申請書の参考資料として添付する。

既存資料があれば、原則として、その添付で足りるが、作成していない場合は、131頁の別紙1を参考に資料を作成する（ただし、既存資料がある場合でも、記載事項が足りない場合には、追加資料が必要）。

- ① 標本抽出の具体的な方法
- ② 標本交替等を行う場合の方法
- ③ 母集団推計（標本調査の結果から、母集団全体の大きさを推計すること）を行う場合の推計方法